

# 定額減税にかかる追加の給付金について 調整給付金(不足額給付)

定額減税とは、令和6年分所得税および令和6年度分個人住民税の減税を行う一時的な措置のことで、す(デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援の一環)。

税額から減税しきれないと見込まれた方には、令和6年度中に調整給付金を支給しました(「**当初調整給付**」)。今回実施する「**不足額給付**」では、「**当初調整給付**」の支給額に不足が生じた方等を対象に、追加で給付を行います。

※「不足額給付」の対象となる場合、令和7年1月1日時点で住所のある自治体から支給されます。(令和7年1月2日以降に転出または転入された方はご注意ください)

## 調整給付金の計算

**A** 所得税分控除不足額 = 【定額減税可能額(※1) - 令和6年分所得税(※2)】(A < 0の場合は0)

**B** 個人住民税分控除不足額 = 【定額減税可能額(※1) - 令和6年度個人住民税所得割額】(B < 0の場合は0)

**A + B** = 調整給付額(1万円単位で切り上げ)

(※1) 定額減税可能額…所得税分は3万円×減税対象人数(※3)、個人住民税分は1万円×減税対象人数(※3)

(※2) 「**当初調整給付**」では令和6年分推計所得税、「**不足額給付**」では令和6年分所得税(実績)をもとに計算。

(※3) 減税対象人数…納税義務者本人 + (控除対象配偶者 + 扶養親族 (※国外居住者を除く))

## 不足額給付の対象となるケース(詳細は左ページをご参照ください)

【I】「**当初調整給付**」において計算した調整給付額が、**本来の調整給付額**より少なかった方

【II】納税義務者本人または扶養親族等として定額減税対象外で、かつ低所得世帯向け給付金対象外の方

## 不足額給付の対象とならないケース

- ・ 所得税、個人住民税から定額減税しきれている方(定額減税可能額より税額の方が大きい等)
- ・ **本来の調整給付額**が**当初調整給付額**の同額以下となる方
- ・ 合計所得金額が1,805万円を超える方

※なお、「**当初調整給付**」において計算した調整給付額が、**本来の調整給付額**より多かった方は、差額の返還は不要です。(例:令和5年分所得に比べ、令和6年分所得が増加した方、扶養親族が令和6年分に減少したことにより、定額減税可能額が減少した方等)

### 給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください

提出資料の内容に不明な点等があった場合、市から問い合わせを行うことはありますが、給付金の手続きに際し、国や市の職員が現金自動預払機(ATM)の操作を求めることは絶対にありません。その他、不審な電話やメール、郵便、訪問などがあった場合は、最寄りの警察署にご連絡ください。

☎ 税務課 市民税担当 ☎ 32-5069

## 【I】「**当初調整給付**」において計算した調整給付額が、 本来の調整給付額より少なかった方

対象者(例)

- ・ 令和5年分所得に比べ、令和6年分所得が減少した方
- ・ 扶養親族が令和6年分に増加したことにより、定額減税可能額が増加した方
- ・ **当初調整給付**後、税額修正等により令和6年度個人住民税所得割額が減少した方 等

支給額のイメージ

不足額給付(今回給付分)	本来の調整給付額
当初調整給付額 ※受給していない場合を含む	

対象者に書類を送付します(8月上旬発送予定)

〈1〉令和6年度に**当初調整給付金**を甲州市から受給した方…「お知らせ」を送付します。原則、前回受給した際の口座に9月上旬に振込予定です。口座変更等の必要がない限り、新たな手続きは不要です。

**変更等の手続き期限** 8月22日(金)

※本人以外の口座で代理受給した方は下記の〈2〉の取扱いとなります。

〈2〉当初調整給付金を甲州市から受給していない方(※当初調整給付対象者だったが受給していない方や、後述【II】該当者を除く)…「支給確認書」を送付します。受給される場合は、確認書に必要な事項をご記入の上、必要書類を添付してご提出ください。

- 1 当初調整給付では給付金対象外とされていた方
- 2 令和6年1月2日以降、令和6年分に転入された方…前住所地に照会した結果、対象者と確認できた方に送付します。発送日までに照会結果が確認できない場合は、対象となる可能性のある方には「申請書」を送付しますが、要件を確認した結果、支給対象外となることがあります。

**書類提出期限** 10月31日(金)(当日消印有効)

## 【II】納税義務者本人または扶養親族等として定額減税対象外で、 かつ低所得世帯向け給付金対象外の方

対象者 下記のいずれにも該当する方

- ・ 令和6年度個人住民税所得割と令和6年分所得税ともに、定額減税前税額が0円の方
- ・ 控除対象配偶者や扶養親族に該当しない方(青色事業専従者/事業専従者(白色)の方、または合計所得金額が48万円を超える方)
- ・ 同一世帯内に課税者がいる等により、非課税世帯/均等割のみ世帯等給付金の対象外の方

**支給額** 対象者一人当たり原則4万円 ※個別の状況により4万円未満となることがあります。

対象者に書類を送付します(8月下旬発送予定)

「申請書」を送付します。受給される場合は、申請書に必要な事項をご記入の上、必要書類を添付してご提出ください。

※課税資料をもとに**対象となる可能性のある方**に送付します。万一、「定額減税を受けていないが書類が届かない」等の疑義がある場合はお問い合わせください。

**書類提出期限** 10月31日(金)(当日消印有効)